入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2014 年 12 月 3 日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役　所長　松島 正明

１．調達内容

（１）件名：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事
（一般競争入札（最低価格落札方式））

（２）仕様・数量：入札説明書による。

（３）契約期間（予定）: 2015 年 1 月 20 日から 2015 年 3 月 5 日

（４）納入期限（予定）: 2015 年 2 月下旬

（５）納入場所：入札説明書による。

２.入札方法

（１）　落札者の決定方法：下記 3.の資格の確認を受け、入札書を持参した入札者であって、細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（２）　入札説明書第 2「仕様書」に対する総価（円）をもって価格の比較を行います。

３．競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

（１）細則第 4 条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

（２）公告日において、国土交通省又は都道府県が発行する建設・設備工事の工事

種類「電気通信」の経営事項審査において 600 点以上の総合評点を有する者。

（３）札幌市に本店または支店、営業所を有する者。

（４）競争参加資格申請時に下見積書を提出できる者。

（５）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（６）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア．応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

ウ．応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ．応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ．応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ．応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ．その他、応札者が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年札幌市第6号）に定める禁止行為を行っている。

４．入札説明書

入札説明書は以下のサイトに電子ファイルを掲載しますが、一部（既存電話設備の竣工図面）に関しては、下記の交付期間および交付場所にて紙資料を交付いたします。

電子ファイルの掲載場所

本公告の「入札説明書等（PDF)」欄に掲載されているファイルをダウンロードしてご参照ください。

国際協力機構ホームページ（ http://www.jica.go.jp ）

→「調達情報」
→「公告・公示情報／選定結果」
→「国内向け物品・役務等の公告／選定結果」
（ http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/sapporo/koji2014.html ）

紙資料の交付期間および交付場所
（１）期間：2014 年 12 月 3 日（水）から 2014 年 12 月 10 日（水）
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時 30 分から 1 時 30 分の間を除く）の期間
（２）場所：郵便番号 003-0026
札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25
独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター（札幌）

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。
総務課
電話 011-866-8395　ファクシミリ 011-866-8382

５．業務内容説明会の開催
（１）日時：2014 年 12 月 10 日（水）午前 10 時
（２）場所：独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター（札幌）会議室 2
札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25
（３）その他：参加希望者は、12 月 9 日（火）正午までに電子メールに任意の書式にて、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。
（電子メールアドレス：Goto.Keiko@jica.go.jp　タイトル：「業務内容説明会出席希望：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事」）
・開催場所のスペースに限りがありますので、当日の急な参加はご遠慮願います。
・なお、当日説明会場では本件入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に入手の上持参してください。

６．入札、開札の日時及び場所
（１）日時：2015 年 1 月 14 日（水）午前 11 時
（２）場所：独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター（札幌）会議室 2
札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25

７．情報の公開について
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えら

れる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア　当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ　予定価格が次の基準額を超えない契約

①　工事又は製造の請負の場合、250 万円

②　財産の買入れの場合、160 万円

③　物件の借入れの場合、80 万円

④　上記以外の場合、100 万円

ウ　光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア　当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ　当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア　当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ　契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・　３分の１以上２分の１未満

・　２分の１以上３分の２未満

・　３分の２以上

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約につい

ては 93 日以内）に掲載することが義務付けられています。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

８．その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金：免除。

（３）関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（ＵＲＬ： http://association.joureikun.jp/jica/ ）にて閲覧可能。

（４）特別な事情が発生した場合、仕様、履行期間等の調達条件や入札日等を変更して実施する場合があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。

（５）その他、詳細は入札説明書によります。

以　上

入札説明書

【最低価格落札方式】

件名：**北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事**

2014 年 12 月 3 日

独立行政法人 国際協力機構
北海道国際センター（札幌）

第１　入札内容

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

１．公告

公告日　2014 年 12 月 3 日

２．契約担当役

所長　松島　正明

３．競争に付する事項

（１）件名：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事
（一般競争入札（最低価格落札方式））

（２）業務仕様：「第 2　仕様書」のとおり

（３）契約期間（予定）：2015 年 1 月 20 日から 2015 年 3 月 5 日

（４）納入期限（予定）：2015 年 2 月下旬

４．担当部署等

（１）　担当部署

郵便番号 003-0026

札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25

独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター（札幌）総務課

電話 011-866-8395　ファクシミリ 011-866-8382

（２）書類授受・提出方法

・郵送等による場合：上記（１）あて、提出期限まで必着。

・持参の場合：北海道国際センター（札幌）1 階受付

５．競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

（１）一般契約事務取扱細則第 4 条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

（２）公告日において国土交通省又は都道府県が発行する建設・設備工事の工事種類「電気通信」の経営事項審査において 600 点以上の総合評点を有する者。

（３）札幌市に本店または支店、営業所を有する者。

（４）競争参加資格申請時に下見積書を提出できる者。

（５）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（６）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア．応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

ウ．応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ．応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ．応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ．応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ．その他、応札者が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年札幌市第6号）に定める禁止行為を行っている。

６．共同企業体の結成等

（１）共同企業体について

・共同企業体の結成は認めません。

（２）補強の可否について

・補強は認めません。

（３）業務の一部再委託（下請負）

・再委託を認めます。

・再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
・なお、当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

【定義】
〈業務従事者〉：本件業務に従事する者
〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体
〈従業員〉：受注を希望する社の経営者及び同社が雇用している者（主たる賃金を受ける雇用関係にある者）で雇用保険等による確認ができる者
〈補強〉：〈業務従事者〉であって、受注を希望する社の〈従業員〉でない者

７．競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記 5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

ア．提出期間：2014 年 12 月 3 日（水）から 2014 年 12 月 22 日（月）午後 3 時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）最終日は午後 3 時期限ですので、ご注意ください。

イ．提出書類：・競争参加資格確認申請書（様式集参照）
・経営事項審査結果通知書（写）
・返信用封筒（定形サイズ。所定料金額の切手貼付。）
・下見積書（下記８.参照）

ウ．提出場所：上記４.参照

エ．提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は上記ア．提出期間内に到着するものに限る）

（２）競争参加資格の確認の結果は 2014 年 12 月 25 日（木）付までの文書をもって郵送にて通知します。2014 年 12 月 26 日(金)までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

（３）その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．所定の料金の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ．提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ．一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４．を参照ください。

８．下見積書

本競争の参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、下見積書を提出しなければなりません。

（１）下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください

（２）参考様式は別添様式6のとおりです。

（３）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか消費税額等を除いているかを明記してください。

（４）金額の内訳書を添付してください。

（５）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。

（６）入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額（消費税額等を除く）より下回る金額としてください。

（７）提出期間・提出方法：上記7.を参照ください。

９．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2015年1月6日（火）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）最終日は正午期限ですので、ご注意ください。

イ．提出場所：上記４．参照

ウ．提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送等又は電送（＝ファクシミリ、電子メール等）によるものは受け付けません。

（２）当機構は、説明を求めた者に対し、2015年1月9日（金）までに書面により回答します。

１０．入札説明書に対する質問

（１）仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式集参照）により提出してください。

ア．提出期間：2014 年 12 月 3 日（水）から 2014 年 12 月 12 日（金）正午まで。
イ．提出方法：書面（様式集参照）の提出は、ア．の期間内に必着で、以下の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。
・メールを送付の際は、質問である旨の記載の他に、案件名の記載をお願いします。
・具体的には、メールタイトルを以下のようにしてください
【入札説明書への質問】：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事
・宛先電子メールアドレス：　Goto.Keiko@jica.go.jp
・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
ア．2014 年 12 月 17 日（水）午後 4 時以降、以下のサイト上に掲示します。
国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「公告・公示情報/選定結果」
→「国内向け物品・役務等（公告・質問回答・入札資料・選定結果の一覧）」
（ http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/sapporo/koji2014.html ）
イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

１１．辞退書の提出

（１）資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式集参照）を提出してください。
ア．提出期限：入札執行日の前日正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)。最終日は正午期限であることにご注意ください。
イ．提出場所：上記４.参照
ウ．提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参又は郵送等送付（ただし、ア．の期間内に必着）により行うこととします。

（２）（１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

１２．入札執行（入札会）の日時及び場所等

（１）日時：2015 年 1 月 14 日（水）　午前　11 時から
（２）場所：札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25

独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター（札幌）会議室 2

（３）入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
（４）必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
ア．競争参加資格確認通知書（写）１通
イ．委任状　１通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
ウ．入札書　３通（様式集参照。）
エ．　入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
　なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。
（５）再入札：１６.に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

１３.入札者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。失格となった者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。
（１）競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
（２）当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
（３）入札執行開始時刻に間に合わなかった者は失格とし、入札会（入札執行）に参加できません。
（４）明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
（５）職員の職務執行を妨害して入札を行ったとき。
（６）他者の競争参加を妨害したとき。
（７）機構の指示に従わなかったとき。

１４．入札書

（１）持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
（２）入札価格の評価は、「第 2　仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等に相当する額を除いた金額）をもって行います。
（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税額により算定された額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額としま

す。
（４）入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。
ア．代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印または代表者印
イ．代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）。
（５）入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
（６）入札保証金は免除します。

１５．入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。ただし、再入札がある場合には、入札可とします。
（１）入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
（２）入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
（３）誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
（４）条件が付されているとき。
（５）再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

１６．入札執行（入札会）手順等

（１）入札会の手順
ア. 入札会参加者の確認
各入札会参加者は競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。
・参加者は１名とします。同行者の参加は認めません。
参加者には、入札会参加者名簿に署名を求めます。
イ. 入札書の投入
各参加者は、様式集書式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
ウ. 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
エ. 入札金額の発表
入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。
オ. 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。
カ. 落札業者の発表等
入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。
キ. 再度入札（再入札）
全ての入札価格が予定価格を超えた場合は不調となり、その場合には再入札を行います。（再入札を行う際は、休憩を挟む場合があります。）
再入札に対する応札は、代表権を有する者若しくは代表権を有する者から適

切な委任状をもって委任された代理人により実施されなければなりません。
再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

（２）入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞				退			円

１７．落札者の決定方法

（１）予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
（３）開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

１８．見積書の提出、契約書作成及び締結

（１）落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。
（２）「第 3　契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
（３）契約条件、条文については、契約書案を参照してください。

１９．情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約
当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。
ア．当機構の行為を秘密にする必要があるとき
イ．予定価格が次の基準額を超えない契約
① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
② 財産の買入れの場合、160 万円
③ 物件の借入れの場合、80 万円

④　上記以外の場合、100 万円

ウ．光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア．当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ．契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・　３分の１以上２分の１未満

・　２分の１以上３分の２未満

・　３分の２以上

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

２０．その他

（１）　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

（３）入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

（４）国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ（ http://www.jica.go.jp/index.html ）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン・様式」

→「規程」
→「一般契約事務取扱細則」
（http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm）

（５）機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（６）有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。

*関連 URL: http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

（７） 競争参加辞退者向けアンケート

当機構では、一般競争入札、企画競争（プロポーザル方式）等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書又はプロポーザル方式選定説明書をお受取りいただいた事業者様で、入札会に参加されなかった事業者様又はプロポーザルをご提出いただかなかった事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てて行きたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケートへのご協力をお願いいたします。なお、本アンケートにお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケートは今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

詳細については、以下をご覧ください。

*関連 URL:
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

以　上

第２　仕様書

１.工事名称：　北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

２.工事場所：　札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25
独立行政法人　国際協力機構　北海道国際センター（札幌）

３.履行期間（予定）:2015 年 1 月 20 日から 2015 年 3 月 5 日まで
（更新工事期間は 2 月末までに竣工とする）

４.工事概要：　北海道国際センター（札幌）で使用する電話交換機及び多機能電話機を更新し、既設回線に接続させて外線通話及び内線通話を使用できるようにすること。

５．工事仕様及び成果品：別添の機材仕様書のとおり。

６．施工上の留意事項：

（１）　施工にあたり、事前に監督職員と十分協議を行うこと。
（２）　工事着手前に作業員名簿及び作業計画書を作成し、監督職員へ提出する。
（３）　工事用材料などの搬入、搬出については監督職員の承認を得ること。
（４）　工事作業は、JICA 業務に支障のない日程で実施することとし、勤務時間外や休日に作業が必要な場合は事前に監督職員の承認を得ること。
（５）　騒音、塵埃等が生じる工程については事前に監督職員と協議すること。
（６）　不要な資材や梱包材等は納入者が引き取ること。産業廃棄物の法令に基づき適切な処理を行うこと。
（７）　工事中に既設施設等に損害を与えた場合には、速やかに原形に復旧すること。
（８）　工事完了後は、清掃、後片付けを十分に行うこと。
（９）　その他不明な事項については、監督職員の指示を受けること。

以上

第３　契約書（案）

請　負　契　約　書

１.件　　名　　北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

２.数　量・仕　様　　付属書Ⅰ「仕様書」のとおり

３.契　約　金　額　　金０，０００，０００円（うち消費税額等０，０００円）
内訳は付属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり

４.履　行　期　間　　２０１５年１月２０日から２０１５年３月５日まで（予定）

５.受　渡　場　所　　独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター
指定場所

独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター　契約担当役　所長　松島　正明（以下「発注者」という。）と、株式会社○○○○○○○　代表取締役　○○○○○（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の業務の実施について、以下の各条項により、請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）
第１条　発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）
第２条　受注者は、発注者の示す方針にしたがい、頭書の業務（以下「本業務」という。）を請負い、発注者は、頭書に契約金額として記載された金額のうち、付属書Ⅱに定められた対価を支払う義務を負う。

（業務内容の変更等）
第３条　発注者は、特別の理由により、本業務の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知に

より、本業務内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

２　前項の場合において、受注者に増加費用が生じ、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。負担額及び賠償額は発注者及び受注者で協議して定める。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

（再委託等の禁止）

第４条　受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は第三者に請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

２　受注者が発注者の承認を得て本業務を第三者に再委託する場合、受注者は、当該再委託先に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならず、受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

（権利義務の譲渡）

第５条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（消費税額等）

第６条　発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

２　消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

（契約保証金）

第７条　発注者は、本業務に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（業務責任者の届け出）

第８条　受注者は、本業務の履行に先立ち、受注者の業務従事者の中から業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。又、業務責任者を変更するとき

も同様とする。

２　受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

（監督職員）

第９条　発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（札幌）総務課長 の職にある者を監督職員と定める。

２　監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する。

（１）　付属書Ｉに基づく受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

（２）　付属書Ｉに基づく業務工程の監理及び立会

（３）　業務の実施状況についての調査

３　発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急の場合等書面をもってなされなかった場合には、受注者は発注者に対し事後遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

５　前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

（１）指示　監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

（２）承諾　受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（３）協議　監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（４）立会　監督職員もしくはその委任を受けた者が作業現場に出向き、仕様書等に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

（検査及び引渡し）

第 10 条　受注者は､本業務の完了後速やかに業務完了報告書及び付属書Ｉに定める成果品を発注者に提出しなければならない。なお、報告書等の作成にあたってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。

２　発注者は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に成果品の完成若しくは本業務の完了を確認するための

検査を終了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。なお、業務完了報告書又は成果品の納入が複数回に亘る場合には、発注者はそのつど、該当するものを対象に検査しなければならない。

３　受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出し、再検査を受けなければならない。

４　受注者は、第２項の検査に合格したときは、当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第 11 条　受注者は、前条による引渡し完了後においても、成果品等本業務について瑕疵が発見された場合は、速やかに無償でその成果品等本業務の補正又は代替品の納入をしなければならない。

（代金の支払）

第 12 条　受注者は、第 10 条により本業務が完了したときは、請求書を発注者に提出するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に１円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

２　発注者は、前項の適法なる請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、当該金額を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

３　発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に１円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

（履行期間の延長）

第 13 条　受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、履行期間内に本業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

２　発注者は、受注者の責に帰すべき理由により、受注者が履行期間内に本業務を完了又は成果品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で履行期間の延長を認めることがある。

３　前項の場合において、発注者は、延長日数に応じ、頭書の契約金額から出来

高部分に相応する金額を控除した額に対し、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第 12 条に準ずるものとする。

（損害の賠償）

第 ~~15~~14 条　受注者は、本業務の履行に関し受注者の責により発注者に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、本業務の履行に関し受注者の責により第三者に損害が発生した場合、受注者が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。

３　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（談合等不正行為に対する措置）

第 15 条　受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。

４　前三項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

５　第１項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（発注者の契約解除権）

第 16 条　発注者は､受注者が次の各号の一に該当する場合には､何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第13条による場合を除き、受注者の責に帰する理由により、受注者が頭書に定められた履行期間内に本業務を完了しないとき、又は発注者が本業務を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（６）受注者が前条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。

（７）第27条第4項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（８）受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

（イ）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

（ロ）　役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。

（ハ）　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（ニ）　法人である賃貸人又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
（ホ）　法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（ヘ）　法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（ト）　法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（チ）　その他賃貸人が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年札幌市条例第6号）に定める禁止行為を行ったとき。

２　前項各号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第17条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（成果品及び資料等の帰属）

第18条　受注者が作成した成果品の所有権は、第10条に定める検査合格をもって、受注者から発注者に移転する。

２　成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、第10条に定める検査合格と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者による成果品の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。

３　発注者は、成果品の作成過程の確認及び検査の実施に関して必要があると判断するときは、成果品の確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が業務実施過程において収集、作成した資料等（以下「資料等」という）の提示を求めることができる。受注者は、発注者が資料等の提示を求めたときは、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注

者に返却する。

4　成果品中に受注者又は第三者が従来から著作権を有している著作物が含まれている場合、これらの著作権は受注者から発注者に譲渡される対象から除くものとするが、受注者は、これら著作物を発注者が本業務に利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとする。この場合において、第三者が著作権を有しているとき、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

5　第２項から第４項の規定は、第３条第１項、第 16 条第１項、及び第 17 条第１項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

（秘密の保持）

第 19 条　受注者は、業務の実施上知りえた情報（以下、秘密情報という。）を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2　受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3　受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告）

第20条　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の返却及び廃棄）

第21条　受注者は、本契約履行期間後、速やかに秘密情報を発注者に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め発注者の了承を得た場合は、この限りではない。

（検査の権利）

第22条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

２　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（個人情報保護）

第 23 条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」の第２条第３項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

（イ）保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

（ロ）保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（２）受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第 50 条から第 51 条及び第 53 条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

（３）個人情報保護管理責任者を定めること。

（４）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（「細則」という。）を準用し、細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行なってはならない。

（５）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（６）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

（７）本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

２　前項第１号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

３　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

（情報セキュリティ）

第 24 条　受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（安全対策）

第 25 条　受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 26 条　受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（中立性、公正性の保持及業務対象国の法規の遵守）

第 27 条　受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

２　受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

３　受注者は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。

４　受注者は、第 1 項から第 3 項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

（契約の公表）

第 28 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するもの

とする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（合意管轄）
第 29 条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）
第 30 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）
第 31 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

２０１５年１月００日

発注者　札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25
独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役　所長　松島　正明

受注者（住所）

株式会社　〇〇〇〇〇〇

代表取締役　〇〇〇〇〇

様式集

１．　競争参加資格確認申請書
２．　辞退書
３．　委任状
４．　入札書
５．　質問書
６．　下見積書

様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
（ http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）
よりダウンロードできます。
　但し、６．下見積書はダウンロードの様式とは異なります。添付様式の内容を網羅していれば、別の様式でも差支えありません。

各様式には、以下の事項を記載してください。

・宛先：　独立行政法人国際協力機構　北海道国際センター
　　契約担当役　所長　松島　正明
・案件名：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事
・公告日：2014 年 12 月 3 日
・入札日：2015 年 1 月 14 日

（別添様式 1）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役
所長　松島　正明　殿

住所
商号又は名称　　㊞（法人印）
代表者役職・氏名　　㊞

（担当者氏名　　）
（電話：　　FAX：　　）
(E-mail:　　)
（文書送付先住所　　）※1

平成 26 年 12 月 3 日付で公告のありました「北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事」への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※1　会社住所と異なる場合にご記入ください。

（別添様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役
所長　松島　正明　殿

住所
商号又は名称　　㊞
代表者役職・氏名　　㊞

平成 26 年 12 月 3 日付けで競争参加資格確認通知がありました「北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事」に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以上

※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（別添様式３）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役
所長　松島　正明　殿

住所
商号／名称　　㊞
代表者役職・氏名

私は、弊社社員　　㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委　任　事　項

１.「北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事」について、平成 26 年 12 月 3 日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

※　法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
※　社印の押印が必要です。
※　受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
※　「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
　・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
　・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式　一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
　http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
　http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

（別添様式 4）

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役
所長　松島　正明　殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人　　㊞

件名：「北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

※ 契約希望金額のうち消費税額等を除いた金額を記載のこと

以

上

※　法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
※　代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者（代理人）の氏名と押印が必要です。
※　一般競争入札（総合評価落札方式）で代理人が入札会に参加する場合は、第二回目以降の入札では、本様式を使用してください。
※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式　一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

（別添様式 5）

質　問　書

（案件名）北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

（公告/公示日：平成26年12月3日）について、以下のとおり質問いたします。

社名　：

担当者名　：

Tel　：

E-mail　：

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	*（記入例）P.9*	*第2 3.(2)③ 成果品*	*成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。*

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問状は持参もしくは郵送するとともに、電子メールでも送付戴くようお願いします。(Excel形式で送付願います。)
※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（別添様式 6）

平成　　年　　月　　日

下　見　積　書

件名：北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

1. デジタル交換機	数量　1	円
2. 多機能電話機	数量 50	円
3. 停電対応多機能電話機	数量 10	円
4. DSS 集中受付装置（機能ボタン数 144 以上）		円
5. 交換機据付工事		円
6. 収容回線設定工事		円
7. 多機能電話機更新		円
8. 総合試験調整		円
9. 既設交換機撤去・廃棄		円
10. 仮設電話工事		円
11. 諸経費		円
消費税相当額　8%		円
合　　計		円

商号又は名称：

代表者名：　　㊞

下見積書作成要領

- 見積金額を訂正する場合は、訂正印を押印してください。
- 誤字、脱字、汚染等により、文字が不明確なものは有効な見積書としませんので、間違いのないよう記載してください。

（別添）

機材仕様明細書

北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	北海道国際センター（札幌）	（総則）		
	デジタル交換機更新工事	1.　本更新工事に係る配線は、できる限り既設配線を再利用すること。		
		2.　受注者は、必要であれば本更新工事に係る許認可・届出、および		
		回線契約先：電気通信事業者への手続き等を代行すること。		
		3.　本更新工事は平成27年2月末までに竣工すること。		
1	デジタル交換機	（仕様）用途：電話交換機本体および回線増設架		
	Digital electronic telephone	総ポート数：768以上		
	exchange device	総ポート数（物理ポート）：384以上		
		最大収容外線数：		
		一般加入（アナログ）回線；192以上		
		最大収容内線数：		
		デジタル多機能電話機；192以上		
		一般電話機；288以上		
		収容外線数：一般加入（アナログ）回線；28		
		収容内線数：		
		デジタル多機能電話機；60回線		
		一般電話機；120回線		
		最大消費電力：700W以下		
		環境条件：		
		温度[0～40℃]、湿度[20～85%RH（結露なし）]で安定動作すること。		
		付属品：停電対応バッテリー（3時間以上、システム動作を保証すること）		
		参考銘柄①　CrosCore-Lタイプ　（基本架＋増設架×２）	沖電気工業	1
		[構成]　　基本架　（1台/式）		

（別添）

機材仕様明細書

北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	デジタル交換機	増設架　（2台/式）		
	つづき	バッテリーキャビネット（1台/式）		
		標準付属品：		
		DSS集中受付装置収容回路　（8回線/式）		
		参考銘柄②　IP-Office Lタイプ　（基本架＋増設架×２）	パナソニック	1
		［構成］　　基本架　4YB1261-1001P101	パナソニック	1
		特別付属品：		
		増設架　4YB1261-1002P001	パナソニック	2
		主装置段積み用品　4YB1261-1031P001	パナソニック	2
		主装置揺れ止めブラケット　4YB1261-1032P001	パナソニック	1
		主装置床固定用品　4YB1261-1033P001	パナソニック	1
		外付け停電バッテリー（長寿命大容量）　4YB1261-1064P002	パナソニック	3
		電源キャビネット 4YB1261-1043P001	パナソニック	2
		電源キャビネット段積み用品 4YB1261-1047P001	パナソニック	2
		バッテリー接続ケーブル（長寿命大容量）　4YB1261-1049P001	パナソニック	3
		アナログ局線パッケージ（8回線）　4YB1261-1014P001	パナソニック	4
		SLTパッケージ（16台）　4YB1261-1017P001	パナソニック	8
		F端末用パッケージ（16台）　4YB1261-1028P001	パナソニック	5
2	多機能電話機	（仕様）用途：交換機に対応した内線用多機能電話		
	Telephone with multi-function	表示：漢字表示が可能であること		
		参考銘柄①　多機能電話機　MKT/ARC-30DKHF-W	沖電気工業	50
		標準付属品：取扱説明書		
		参考銘柄②　12キー電話機K-S　VB-F411KA-S	パナソニック	50
		標準付属品：取扱説明書		

（別添）

機材仕様明細書

北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
3	停電対応多機能電話機	（仕様）用途：停電時でも、一般加入（アナログ）回線による外線対応		
	Black-out supported	できる一般電話機能をサポートする		
	Telephone with multi-function			
		参考銘柄①　多機能電話機停電ユニット	沖電気工業	10
		標準付属品：取扱説明書		
		特別付属品：多機能電話機　MKT/ARC-30DKHF-W	沖電気工業	10
		参考銘柄②　24キー電話機KP-S（停電用）　VB-F611KPA-W	パナソニック	10
		標準付属品：取扱説明書		
		特別付属品：アナログ停電切替アダプタ　VB-D281	パナソニック	2
4	DSS集中受付装置	（仕様）用途：多機能電話機に付属して、電話機の機能ボタン数を拡張する		
	DSS	機能ボタン数：144以上		
		参考銘柄①　VB-F631A-S	沖電気工業	2
		標準付属品：取扱説明書		
		参考銘柄②　DSS集中受付装置＋多機能電話機	パナソニック	1
		[構成]		
		DSS集中受付装置　VB-F631A-S　　(2台/式)		
		多機能電話機：　VB-F611KPA-W　　(1台/式)		
		標準付属品：取扱説明書		
5	交換機据付工事	（仕様）用途：新しい交換機を据え付ける		1
	Installation of	工事：旧交換機の周辺装置、および配線部材で利用できるものを		
	Digital electronic telephone	できるだけ再利用して、同一場所に新交換機を据え付けること。		
	exchange device			

（別添）

機材仕様明細書

北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
5	交換機据付工事	付属品：竣工時の状態を反映した据付図　（2部）		
	つづき	交換機の保守に必要な取扱説明書　（2部）		
6	収容回線設定工事	（仕様）用途：収容する回線を交換機に設定する		1
	Housing circuits installation	工事：旧交換機の周辺装置、および配線部材で利用できるものを		
		できるだけ再利用して、新交換機に既設回線と同様の回線を収容する		
		付属品：竣工時の状態を反映した回線接続図　（2部）		
		交換機の保守に必要な取扱説明書　（2部）		
7	多機能電話機更新	（仕様）用途：多機能電話機の組立・調整・据付		1
	Renewal of telephone with	工事：従来の内線用多機能電話機を破棄し、新多機能電話機を組立		
	multi-function	調整して入れ替える。多機能電話機及び停電対応用多機能電話機合計60台の内、		
		多機能電話機1台は予備とする。		
		工事：DSS集中受付装置の取付・調整		
		付属品：竣工時の状態を反映した内線番号一覧表　（2部）		
		電話機の保守に必要な取扱説明書　（2部）		
8	総合試験調整	（仕様）用途：交換機更新工事終了後、従来通りの動作が可能である		1
	Witnessed test	ことを試験・確認する。		
	with tuning devices	工事：北海道国際センター内の電話回線の動作試験を行う。		
		工事：動作試験により発見した不具合について調整・修正する。		
		工事：竣工時立会検査を行う。		
		立会検査：交換機更新後の北海道国際センター内の電話回線運用立会		
		付属品：竣工時総合試験成績表　（2部）		

（別添）

機材仕様明細書

北海道国際センター（札幌）電話交換機等更新工事

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
8	総合試験調整	付属品：竣工時立会検査手続き要領書　(2部)		
	つづき			
9	既設交換機撤去・廃棄	(仕様) 用途：撤去した従来の交換機を廃棄する		1
	Removal action with disposal	工事：交換機撤去作業		
	of old exchange device	工事：産業廃棄物処理作業		
10	仮設電話工事	(仕様) 用途：交換機の更新工事中、外線につながる電話を仮設し		1
	Makeshift telephone installation	北海道国際センター機能を維持する		
		工事：北海道国際センターが指定する外線電話番号を、交換機工事中		
		通話可能となるように電話機・FAXを仮設する。		